

# 白河市みらいテラス（児童育成支援拠点事業）運営業務公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本要領は、児童育成支援拠点事業運営業務について公募型プロポーザル方式により運営する事業者を選定するために必要な手続を定めるものとする。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

白河市みらいテラス（児童育成支援拠点事業）運営業務

### (2) 業務内容

別紙「白河市みらいテラス（児童育成支援拠点事業）運営業務仕様書」のとおり

### (3) 補助対象期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

### (4) 補助対象経費

①事業に従事する者へ支給される給料や職員手当

②事業の実施に係る報償費や旅費、需用費、役務費、委託料、使用料・賃借料など

### (5) 補助上限額

週5日型

・基本分：12,981,000円

・送迎加算：1,170,000円

・開設準備経費：3,000,000円

※ 本事業は、社会福祉法第2条に規定する第二種社会福祉事業に該当し、消費税法第6条第1項(別表第二)により、消費税及び地方消費税は非課税。

## 3 参加資格

本件に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしたものとする。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (2) 法人格を持ち、かつ白河市内に事業所があること。
- (3) 児童福祉法第21条の9に規定するいずれかの事業を2年以上実施している実績があること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 国税又は地方税を滞納していないこと。

#### 4 書類の提出先

白河市保健福祉部こども未来局こども支援課（事務局）

〒961-8602 白河市八幡小路7番地1

E-mail: [kodomoshien@city.shirakawa.fukushima.jp](mailto:kodomoshien@city.shirakawa.fukushima.jp)

#### 5 日程

公募開始	令和8年4月2日（木） ※市ホームページに掲載する。
参加意向表明書提出期限	令和8年4月16日（木）午後5時（必着）
質問の受付期間	令和8年4月16日（木）午後5時（必着）
質問に対する回答	令和8年4月21日（火）午後5時まで ※市ホームページに掲載する。
企画提案書等提出期限	令和8年4月28日（火）午後5時（必着）
プレゼンテーション	令和8年5月15日（金）予定
選考結果通知	令和8年5月下旬までに発送予定

#### 6 参加意向表明

本件に参加を希望する者は、次のとおり提出すること。なお、事前説明会等は実施しない。

##### (1) 提出期限

令和8年4月16日（木）午後5時まで（必着）

##### (2) 提出書類

提出書類については、原本を1部ずつ提出すること。

①参加意向表明書（様式1）

②法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

③直近の年度の国税又は地方税の納税証明（未納、滞納がなことを証明するもの）

※②及び③については、提出日前3か月以内に発行されたもの

##### (3) 提出方法

持参又は郵送（必着）

①持参する場合は、受付期間（土日・祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

②郵送する場合は、書留郵便により、受付期間中に到着するように送付すること。

##### (4) 提出先

白河市保健福祉部こども未来局こども支援課

##### (5) 参加辞退

提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式3）を提出すること。辞退届の提出は、持参又は郵送とし、令和8年4月28日（火）午後5時（必着）までとする。

## 7 質問受付

本件に参加意向表明を行った者で、本実施要領及び仕様書等に関して不明な点がある場合は、質問書（様式2）を次のとおり提出すること。電話での質問は受け付けないものとする。

### (1) 受付期限

4月16日（木）午後5時（必着）まで

### (2) 提出方法

電子メールによる

### (3) 提出先

白河市保健福祉部こども未来局こども支援課

※件名に「質問書：白河市みらいテラス運営業務」と明記すること。

### (4) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年4月21日（火）までに市ホームページに掲載する。

## 8 企画提案書等の提出

本件に参加意向表明を行った者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

### (1) 提出期限

令和8年4月28日（火）午後5時（必着）

### (2) 提出書類

企画提案書作成方法等について（別紙1）のとおり

### (3) 提出部数

- ・正本 1部（代表者印押印のもの）
- ・副本 5部（正本の写し）

### (4) 提出方法

持参又は郵送（必着）による

①持参する場合は、受付期間中（土日・祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

②郵送する場合は、封筒に「企画提案書等在中」と朱書きして、書留郵便により、受付期間中に到着するように送付すること。

### (5) 提出先

白河市保健福祉部こども未来局こども支援課

### (6) 留意事項

①提出書類に用いる用語は日本語、通貨は日本円とする。

②企画提案書等は参加意向表明書提出者1者につき1提案のみ受け付ける。

## 9 補助事業者候補の決定方法

審査及び補助事業者候補の選定は、本市職員で構成する「白河市みらいテラス（児童育成支援拠点事業）運営業務事業者選定委員会」が行う。

(1) プレゼンテーション

日 時 令和8年5月15日(金) 予定

※正式な日時及び場所等は、提案者に対し別途通知する。

内 容 審査項目及び審査基準(別紙2)に基づき審査を行い、各委員の得点の合計を合算した総合得点の最も高い提案者を補助事業者候補として決定する。ただし、全委員の平均得点が6割(60点)に満たない場合は、要求基準を満たしていないとみなし、補助事業者候補としない。

【プレゼンテーションの概要】

時間	40分以内 ①提出した企画提案書に基づいた内容の説明(25分以内) ※追加での資料配布は認めない。 ②企画提案書や説明内容に関する質疑応答(15分程度)
出席者	3名以内(本業務に携わる責任者及び管理者を含むこと。)
使用機器等	パソコンやテレビモニター等を使用する場合、テレビモニター及び電源は事務局が準備する。HDMI端子を繋ぐことができないパソコンを使用する場合は、HDMI変換器を持参すること。 ※テレビモニター等を使用する場合は、事前に申し出ること。
その他	プレゼンテーションに欠席又は遅刻した場合は、辞退したものとみなす。

(2) 選考結果通知

選考結果は、すべての提案者に対して、令和8年5月下旬までに書面にて通知する。なお、審査結果に関する質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

10 その他留意事項

- (1) 本募集への参加に係る費用については、すべて事業者負担とする。
- (2) 書類提出後の修正または変更は一切認めない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 補助事業者候補に選定されたことをもって補助金の交付決定をするものではなく、提案書の内容を基本として詳細を協議する。その後、補助金の交付申請をしていただき、市の審査を経て、交付決定となる。